



今年度、市では「笠間まると『子育て都市』宣言プロジェクト Stage2」
として、全分野一体となった子育て施策を展開していきます。
このコーナーでは、同プロジェクトの事業の一部を、不定期で紹介します。

子どもたちの健やかな成長と、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を
図ることを目的として、下記のとおり助成金を交付します。

○新中学1年生になる児童の制服などにかかる購入費を助成します

中学校などの入学用品として学校指定の制服などを購入するために必要な経費に対し、助成金を交付します。

■対象者 次の各号のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 入学する年の1月1日を基準日として、引き続き3月31日までの間に笠間市に住所を有し、
次のいずれかに該当する者
ア 笠間市立の小学校または義務教育学校（以下「市立学校」という。）の第6学年に在学する
児童の保護者
イ 区域外就学等（県立、私立を含む）により、市立学校以外の小学校、義務教育学校または特
別支援学校等の第6学年に在学する児童の保護者
- (2) 年度の途中において笠間市に転入し、中学校等に入学する生徒の保護者
- (3) その他教育長が認めた児童または生徒の保護者

■助成金額 1人あたり 30,000 円

■申請期間 2月19日（水）～3月10日（月）

※市内の小学校・義務教育学校に通学する6年生には、学校経由で通知します。
その他の対象者には、郵送で通知します。



○中学校などを卒業し、新生活を始めるために必要な経費を助成します

中学校などを卒業し、新生活を始めるために必要な経費に対し、助成金を交付します。

■対象者 次の各号のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 卒業または修了する年の1月1日を基準日として、引き続き3月31日までの間に笠間市に住
所を有し、次のいずれかに該当する者
ア 笠間市立の中学校または義務教育学校（以下「市立学校」という。）に在学し3月に卒業する
生徒の保護者
イ 区域外就学等（県立、私立を含む）により市立学校以外の中学校等に在学し、同号アに相当
する学年において3月に卒業または修了する生徒の保護者
- (2) その他教育長が認めた生徒の保護者

■助成金額 1人あたり 50,000 円

■申請期間 2月7日（金）～3月17日（月）

※市内の中学校・義務教育学校に通学する3年生および9年生には、学校経由で通知します。そ
他の対象者には、郵送で通知します。

問 学務課（内線 373）